

かんしゃ



2024
Vol.229

お互い助け合う「感謝」の気持ちと「諫早市社会福祉協議会」の意味を込めて名付けました。末永く皆さまに愛される広報紙を目指しています。

市役所や銀行の手続きが
むずかしくなった…



障害のある子どもの
ことが心配…



どこに通帳を
しまったかな…



認知症になっても 障害があっても 自分らしく暮らしていくために

私たちは誰しも、「幸せに暮らしたい」「自分らしく暮らしたい」「安心できる生活を送りたい」などの想いがあります。その想いは、すべての人が生まれながらに持っている当たり前の権利です。

しかし、年を取って物忘れが増え、必要な手続きが分からなくなったり、生まれつき知的障害があって、お金の管理が上手くできなかつたりなど

自分らしく安心した生活を送ることが難しい場合があります。

そのような時、大切な財産や自分らしく暮らしていく権利を守るために、「日常生活自立支援事業」や「成年後見制度」といった制度があります。

今号では、この2つの制度の概要を紹介していきます。

おしらせ あなたの「かんしゃ」募集します

社協広報紙「かんしゃ」の表題の文字とイラストをお寄せください！

■応募方法：右の二次元コードから様式をダウンロードしていただき、ご記入の上、社協へ郵送してください。

採用された方にはクオカード500円分をプレゼントいたします。

今月のイラストは 30代目 JSB さん、文字は 希海 さんに書いていただきました。
ありがとうございます。



～暮らしの安心をお手伝いするしくみ～

日常生活自立支援事業

定期的な訪問により、福祉サービスを利用するお手伝いや、日常的な金銭管理をお手伝いすることで、認知症や障害などで判断能力が不十分な人が安心できるよう、社会福祉協議会と利用者が契約を結び支援する事業です。

— こんな人におすすめ —

- 福祉サービスを使いたいけど、相談先や利用するための手続きが分からない
- 郵便物の内容が分からない
- 大切な書類、通帳・印鑑の保管が心配
- 水道光熱費の支払を忘れてしまう



対象となる人（次の全てに該当される方）

- ★認知症の高齢者や知的、精神に障害のある人などで判断能力が十分でない人
- ★制度の内容を理解し、契約する意思がある人
- ★福祉サービスを利用している人、利用予定の人

お手伝いするサービスの内容

★福祉サービス利用援助

福祉サービスの利用やサービス申込み手続きの同行、利用料の支払に関する支援

★日常的なお金の管理

- ・福祉サービスの利用料や病院への医療費の支払
- ・年金や福祉手当の受領確認
- ・税金や電気、ガス、水道など公共料金等の支払

★書類預かりサービス

預金通帳や年金証書、保険証書、実印、銀行印など大切な書類などを安全に保管します。

※一部お預かりできない物があります。

利用料金

1回 1,200円

※ただし、生活保護受給者は利用料が免除になります

【相談先】 諫早市社会福祉協議会

TEL 0957-24-5100



成年後見制度

成年後見制度は、判断能力が十分でない人々を法律的に保護し、財産管理（不動産や預貯金の管理など）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約など）など、ご本人の意志を尊重し支援を行います。判断能力が低下した場合に利用する「法定後見制度」と判断能力が不十分になった時に備える「任意後見制度」の2種類があります。

法定後見制度

判断能力が十分でない人が、ひとりでは財産管理や法律行為（契約など）が難しくなったとき、家庭裁判所が代理人（補助人・保佐人・成年後見人）を選び、不動産や預貯金など財産の管理、介護などの施設入所に関する契約などを支援する制度です。

— こんな人におすすめ —

- 認知症の親名義の預貯金から入院費の支払のためお金を引き出そうと思ったが、銀行から「本人の同意がないと引き出せない」と言われた
- 認知症があり、介護施設に入所したいが、自分では契約できない

【相談先】

家庭裁判所、法テラス、司法書士会等で相談ができます

後見人から一言……

～あんしんな地域での暮らし～



社会福祉士 馬場雅春さん

成年後見人は本人に代わって、介護計画づくりの支援やサービスの契約手続きを行い、安心した生活が送れるよう支援しています。

支援の際は、ご本人の想いを把握できるよう、イラストや写真を用いることもあります。そうすることで、よりご本人が望む、自分らしい生活に近づくことができるのでは…と思っています。また、家族や医療・福祉の関係機関との連携や定期的実施される会議へも参加し、ご本人の生活状況や本人の気持ちの把握に努めながら後見業務を行っています。

ご家族からの「安心してお願いできる」との声やご本人が見せる笑顔が、後見業務のやりがいになっています。

あなたのしあわせは？

「いつも幸せにしてくださってありがとうございます」
希海さん

任意後見制度

任意後見制度は、**判断能力が十分にあるうちに自分で将来の後見人を選び、後見の内容を決めておく制度**です。今は元気だけれど、先々のことが心配、という人が利用できます。

— こんな人におすすめ —

- 介護を受けるようになった時でも安心して暮らしたい
- 判断能力が低下（認知症等）してからの財産管理の方法を決めておきたい
- 家族や自分が信頼する人に後見人になって欲しい
- 自分のことは、死亡後のことまで自分で決めておきたい

— 公正証書による契約を —

任意後見契約に関する法律により、「公正証書」による契約をする決まりとなっています。任意後見契約の内容を公証人が法務局へ登記します。その後、後見が必要になった時に、家庭裁判所に対し任意後見監督人選任の申し立てをし、選ばれた任意後見監督人の監督のもと、任意後見が開始されます。

詳しくは、公証役場にご相談ください。

【相談先】 諫早公証役場

諫早市高城町5-10 諫早商工会館4階
TEL 0957-23-4559



まずは知ることからはじめませんか

今抱えている困りごとやこの先の不安に対して、「制度のことが良くわからない」「自分にはどんな制度が合っているのか」と不安を抱えている人もいらっしゃるのではないのでしょうか。

【問い合わせ先】 諫早市社会福祉協議会 TEL 0957-24-5100

諫早市社会福祉協議会では、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、各制度の説明や紹介などを行っています。

まずは、お気軽にご相談ください。



生活福祉資金

教育支援資金（教育支援費・就学支度費）のご案内



この貸付制度は、各市町社会福祉協議会が相談や申請受付の窓口として、長崎県社会福祉協議会が実施しており、低所得世帯（生活保護基準額のおおむね1.7倍程度まで）の人に、高校や大学、専門学校などに就学される場合に必要な経費を貸し付ける制度です。

資金の種類	就学先	貸付上限額	据置期間	償還期間	貸付利息
教育支援費 * 高校・大学等に就学するのに必要な経費	高校・高専 (高等課程)	月 35,000 円	卒業もしくは退学した翌月から6ヶ月以内	10年以内～20年以内 ※借入額により異なります。	無利息
	高専（専門課程）	月 60,000 円			
	短大・専修学校	月 65,000 円			
就学支度費 * 高校・大学等の入学に際し、必要な経費	全て	月 500,000 円			

その他、緊急小口資金、総合支援資金、福祉資金（技能習得、住宅改修、療養費、冠婚葬祭などに必要な経費）などについての詳しい内容や条件は、長崎県社会福祉協議会のホームページをご覧ください。

※申込から資金の交付までに1ヶ月程度かかります。早めのご相談をお願いします。



※地区社協とは、おおむね小学校校区を単位とし、地域やその住民が抱えている課題を発見し地域でその解決に向けて取り組んでいくための住民組織です。

地区社協情報便

第17回

健康で生きがいのある
安心のまちづくり

小栗地区は諫早市の中南東部に位置し、近年では諫早南バイパス線の供用開始効果とも思われる、地区内での住宅建築が盛んに行われています。また、京セラ（京都市）が新工場建設を計画して進出し、更に、今後においては（仮称）諫早平山団地の整備計画も立ち上がっているなど、これらの整備と分譲による人口増加と地域の活性化にも大いに期待しているところ です。

しかしながら、時代の流れとともに進行する少子高齢化や核家族化などの社会問題は、深刻な課題として抱えており、地域行事の衰退や住民同士の連帯意識の希薄化などが懸念されています。そこに拍車を掛けるが如く、令和2年からの新型コロナウイルス感染症拡大により、私たちの生活様式や社会経済活動も大きく変わって参りましたが、このような時代であればこそ、更にみんなで支え合い、健康で生きがいのある日々を送っていき

たいと強く願ってやみません。

当地区においては、コロナ禍にあっても、感染予防対策や衛生管理を徹底して、平和への願いと殉国者のご冥福を祈る戦没者慰霊祭の挙行、いきいきサロン11団体の皆さん方による支え合い活動、民生委員・児童委員



ふれあい小栗夏まつり



老人福祉大会



グラウンドゴルフ大会

の協力により、ふれあい食事サービス事業での見守り活動などに力を注いで参りました。
そのような中で、昨年度からはコロナ禍で休止されてきた「ふれあい小栗夏まつり」や、「小栗地区グラウンドゴルフ大会」など、にぎわいや笑顔あふれる地域の各種イベントが徐々に再開されるようになり、大変嬉しく感じていると同時に、これまで当たり前であった生活が、いかに幸せな環境のうえに成り立つものか、考えさせられる思いです。
当協議会では、これからも地域の絆を大切に、民生委員・児童委員、主任児童委員の活動を核としながら、地域の協力団体と連携して、健康で生きがいのある安心の暮らしができるまちを住民の皆さんと一緒につくって参ります。

■会長 佐藤 厚義

■執筆

小栗地区社会福祉協議会
事務局

■令和6年度に取り組む
事業

- ・ふれあいいきいきサロン（11箇所）
- ・ふれあい食事サービス（約300名）
- ・地域福祉等団体への助成（6団体）
- ・戦没者慰霊祭（遺族会合同）
- ・広報紙発行（年1回）



LINE



Facebook



声の「かんしゃ」お届けします

視力に不安のある人へCDに録音した、声の広報紙を無料でご自宅までお届けします。下記までお問合せください。

編集
発行

社会福祉法人 諫早市社会福祉協議会

〒854-0045 諫早市新道町948番地
TEL 0957-24-5100 FAX 0957-24-5101
ホームページ <http://isahaya-shakyo.jp>
(諫早市社会福祉協議会で検索ください)

ご寄附ありがとうございました

ご厚志に沿うよう地域福祉事業のため大切に使用させていただきます。

令和6年7月1日～7月29日受付分

🏠香典返し ▶川内 京子様（宇都町）【亡夫 孝様】

9月のふれあい福祉相談

財産、権利擁護など、法律上の悩みごとなどをおたずねください。

無料 専門 相談	開設日	9月27日(金) 弁護士
	開設時間	午後1時30分～4時
	場所	諫早市社会福祉協議会 電話 24-5100

※専門相談は、10日前までに予約をお願いします。

諫早市社会福祉協議会だより「かんしゃ」では、広報誌に関するご意見、地域で行われる福祉活動や行事の情報を皆様から募集しています。